**指定介護予防支援事業所　指定申請の手引き**

**１　指定要件の概要**

　　介護予防支援事業所の指定を受ける場合には，介護保険法上，次の要件を満たしていることが必要です。

1. 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人・非営利法人を問わず，法人格を有していればこの要件を満たすことになります。ただし，法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

1. 居宅介護支援の指定を受けている事業者であること
2. 人員基準を満たすこと。
	1. 管理者
		* 事業所ごとに，常勤・専従の主任介護支援専門員である管理者を置かなければなりません。
		* 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については，介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができます。
		* 管理者は，管理上支障がない場合は，他の職務又は他の事業所等の職務に従事することができます。
	2. 介護支援専門員
		* 事業所ごとに，介護支援専門員を１人以上置かなければなりません。
		* 居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務が可能です。
		* 常勤や専従の要件は付されていませんが，適切に業務を行えるよう体制を整えておく必要があります。
3. 運営基準に従い適正な運営ができること。
	* + 事業所にはサービス利用申込の調整，帳簿類の保管を行うスペースや，利用者との面接相談に必要な設備（プライバシーに配慮されていること），備品を備えることが必要です。（業務に支障がない場合は居宅介護支援の事業との兼用可）
		+ 運営基準については，「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生省令第３７号）及びその解釈通知「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号，老老発第0331016号）を参照してください。

**２　申請の流れ**

* **指定日は毎年３月１日または９月１日**の２回です。
* **３月１日の指定を希望する場合は１２月２８日までに，９月１日の指定を希望する場合は６月３０日までに，**申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合，審査できません。
* 申請受付後，審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い，通知します。
* 書類に不備があり，期限までに補正が完了しない場合等は次回の指定となる場合があります。
* 申請に修正しがたい不備がある場合，指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
* 介護保険サービスの実施にあたって，県の認可（社会福祉法人，医療法人等）が必要な法人については，別途法人を所管する部署との協議を行い，各手続きを済ませた上で，申請書類を提出してください

**３　申請に必要な書類**

　　指定介護予防支援事業所に係る指定の申請を行う場合は，次の書類を常総市長に１部提出してください。書類は原則としてＡ４版で統一してください。

1. 指定地域密着型サービス事業所　指定地域密着型介護予防サービス事業所　指定居宅介護支援事業所　指定介護予防支援事業所　指定申請書（別紙様式第二号（一））
2. 付表第二号（十二） 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項
3. 添付書類
	1. 申請者の登記事項証明書又は条例等

・発行から3月以内のもの（原本）を添付してください。

・登記事項の「目的」には，介護保険法に基づく介護予防支援事業を実施する旨を記載することが必要です。

* 1. 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
* 管理者及び従業員全員の毎日勤務すべき時間数を記載してください。
* 資格が必要な職種は，資格証等の写しを添付してください。
* 従業員（常勤・非常勤問わず）については，雇用契約書，辞令等，当該職員と法人との雇用関係が証明できる書類の写しを添付してください。
* 資格証や雇用関係書類等に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は，参考様式1「職員の氏名についての申出書」または改姓したことが分かる書類（戸籍抄本の写し等）を添付してください。
* その他注意事項は標準様式の「記入方法」シートに記載のとおりです。

※介護保険課の職員が従業員の方に，勤務実態の確認を行うことがあります。

③ 事業所の平面図（標準様式3）

* 用途，面積，備品の配置等を明示したＡ４版又はＡ３版のものを添付してください。
* 既存の平面図があれば，それを添付して差し支えありません。
* 事業所が賃借物件である場合には，賃貸借契約書類の写しを添付してください。

④ 運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め，添付してください。なお，居宅介護支援の運営規程と一体的に作成することも可能です。

　一　事業の目的及び運営の方針

　二　従業者の職種，員数及び職務の内容

　三　営業日及び営業時間

　四　指定介護予防支援の提供方法，内容及び利用料その他の費用の額

五　通常の事業の実施地域

六　虐待の防止のための措置に関する事項

　七　その他運営に関する重要事項

⑤ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5）

⑥ 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容に関する書類

* + - 関係市町村との連携内容（サービス提供前の受給資格の確認，利用者に関する通知，事故発生時の対応等）
		- 他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容（サービス提供困難時の対応，事故発生時の対応等）
		- その他参考事項

⑦ 誓約書（標準様式6及び別紙④）

⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（標準様式7）

⑨ 返信用の封筒（A4用紙を横三折にしたサイズが入る定型内の封筒に110円分の切手を貼付してください。指定通知書を折らずに受け取ることを希望する場合は，A4用紙が折らずに入る定形外の封筒に，140円分の切手を貼付してください。いずれの場合も，返信先の事業所名，郵便番号，所在地，あて名等を記載してください。）

⑩ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2），介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2），添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

※　居宅介護支援事業所として既に届出を行っている情報から変更のない事項に係る書類は，上記(1)，(2)，(3)②，④，⑦，⑨，⑩を除き，提出を省略することができます。

**４　その他**

1. 事業を計画される際には，介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いします。
	* 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については，一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページhttp://www.mhlw.go.jp/）等を御参照ください。
2. 全国の介護保険事業所や制度改正等に関する情報は独立行政法人　福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（http://www.wam.go.jp/）でも提供されていますので御参照ください。
3. 事業所の指定等に関する様式は常総市ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできますので御活用ください。

<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/michaku.html>

介護給付費算定に関する届出は，下記アドレスからダウンロードできます。

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi\_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/kaigo\_dtodokede.html

1. 事業者には，法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は，指定又は許可を受けている事業所等の数に応じ定められており，業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を決められた行政機関に届け出ることが必要です。

当市において居宅サービス等を実施する事業者のうち，届出をしていない事業者は，下記の厚生労働省ホームページを参考に，決められた行政機関に届出書を提出してください。

〇厚生労働省ホームページ（介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html>

**５　申請書の提出方法**

持参，郵送，メール又は電子＠連絡帳により以下の提出先まで提出してください。

**６　お問い合わせ・申請書提出先**

　　〒３０３－８５０１

　茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

　常総市福祉部介護保険課　指導係

　ＴＥＬ　０２９７－２３－２９１３

　ＦＡＸ　０２９７－２０－１９００

　E-mail kaigosido@city.joso.lg.jp

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は，上記の問い合わせ先にてお受けし

ますが，その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお，申請者の独自判断によって，指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費

が発生した場合でも，指定基準を満たさない場合は，指定できませんので，あらかじ

め了解願います。（不明な点がある場合は，必ず事前確認をしてください。）